

鶴岡市表彰条例施行規則

平成18年6月26日

規則第36号

改正 平成19年3月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市表彰条例(平成18年鶴岡市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰該当者の具申)

第2条 官公署、民間企業体及び各種団体の長は、条例第2条各号に該当すると認めるものがあるときは、表彰内申書(様式第1号)に所定の事項を記載し、市長に内申することができる。

(所属長の意見書の添付)

第3条 前条の規定により表彰内申書の内申があったときは、必要に応じ関係部課長に送付し、表彰に該当するものの功績及び表彰に足る具体的内容について調査させることができる。

(審査の基準)

第4条 表彰に該当するものの審査の基準は、おおむね別表に定めるところによる。

(表彰者名簿)

第5条 条例第4条第2項に規定する表彰者名簿は、様式第2号によるものとする。

(委員長)

第6条 条例第7条に規定する鶴岡市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審査報告)

第9条 委員会は、審査の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条に規定する審査の基準に係る在職期間の算定については、合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町における相当職の在職期間を通算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に助役として在職した者に対する第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例施行規則別表第1項第2号の適用については、助役としての在職期間を副市長としての在職期間とみなす。
- 3 当分の間、第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例施行規則別表第1項第2号中「副市長」とあるのは、「副市長、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第168条第2項に定める収入役」として、この規定を適用する。

別表（第4条関係）

表彰要件	審査基準
<p>1 地方自治の進展に貢献し、その功績顕著なもの</p>	<p>(1) 8年以上市長として卓越した業績をあげ、市行政の発展に寄与し退職したもの (2) 12年以上市議会議長、同副議長、副市長又は市の執行機関である委員会の長若しくは代表監査委員として卓越した業績をあげ、市行政の発展に寄与し退職したもの (3) 16年以上市議会議員として又は15年以上市の執行機関である委員会の委員として地方自治の進展と市行政の発展に大きく寄与し退職したもの (4) 前3号に掲げるもののほか、同程度の業績で本市の発展に積極的に援助協力したもの</p>
<p>2 教育、学芸、体育又は文化の振興に貢献し、その功績顕著なもの</p>	<p>(1) 多年にわたり学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の学術の振興、教育の進展に著しく貢献したもの (2) 多年にわたり芸術文化団体、社会教育団体等の育成に尽力し、芸術、文化、社会教育、社会体育等の振興に著しい功労のあったもの (3) 多年にわたり文化の交流に貢献し、地方文化の興隆に大きく寄与したもの (4) 奨学のため多額の寄附をし、又は育英事業に特に功労のあったもの</p>
<p>3 産業又は経済の振興発展に貢献し、その功績顕著なもの</p>	<p>(1) 産業（農業、工業、畜産業、林業、水産業等）その他各種事業における開発、発明、考案又は改良をし、その振興に著しく貢献したもの (2) 観光事業の開発、振興に尽力し、その発展に著しく貢献したもの (3) 多年にわたり地方に有益かつ密接な関係を有する産業、企業団体の育成、強化に努め、その功績が顕著なもの (4) 多年にわたり地方産業界にあってその振興、発展に尽力し、大きく寄与したもの</p>
<p>4 社会福祉、市民生活、公共の事業に尽力し、その功績顕著なもの</p>	<p>(1) 多年にわたり社会奉仕団体の育成強化に努め、社会福祉の増進に著しい功労のあったもの (2) 多年にわたり保護家庭及び児童生徒に力と希望を与え、それらの更生援護、育成指導に著しい功労のあったもの (3) 多年にわたり地域社会の振興、生活環境の改善、保健衛生の向上等に尽力し、市民生活の向上に著しい功労のあったもの (4) 道路、河川、港湾、公園その他公共的施設の設置又は維持管理に尽力し、その功績が顕著なもの (5) 農耕地、漁場の開発、植林事業等に率先して尽力し、その功績が顕著なもの</p>
<p>5 災害等の防護に当たりその功績顕著なもの又は人命救助したもの</p>	<p>(1) 火災、水難、地震等の災害に当たり、危難を顧みず災害の未然防止又は防護に当たり、その功績が顕著なもの (2) 災害に際して率先して事に当たり、建物等の類焼、破損等の被害を最小限にとどめ、多数市民の安寧維持に大きく寄与したもの (3) 多年にわたり防災施設の充実に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に万全な態勢を整え、その功績が顕著なもの (4) 消防団員として30年以上にわたり精励し、成績優秀にして他の模範と認められるもの (5) 災難に遭遇し、自己の危難を顧みず敏速かつ適切に人命を救助し、他の模範となるべきもの</p>